

No: 2318/UBND-KGVX

COVID-19 予防対策でのハノイ市への入国・
医療隔離をする外国人がいる
機関・組織の申請書類の受付・処理

2021 年 7 月 21 日

宛先：各局：保健局、労働・傷病兵・社会問題局、外務局、観光局
ハノイ市司令部
ハノイ市公安局
各区・郡・村の人民委員会

外国専門家、外国人に対する COVID-19 予防対策での入国の案内に関する 2021 年 7 月 5 日付 COVID-19 予防対策国家指導委員会公文 No.5322/CV-BCD を実施して、政府首相、COVID-19 予防対策国家指導委員会の指導による対象・需要・目的の通り、経済・社会の発展に資する入国者がいる各機関・組織への利便性を確保するために、ハノイ市人民委員会は、COVID-19 予防対策でのハノイ市への入国・医療隔離をする外国人がいる機関・組織の申請書類の受付・処理の案内を公布する（添付）。

人民委員会は、関連する各局、各業、各機関に対して、与えられている自らの役割・任務によって、COVID-19 予防対策でのハノイ市への入国・隔離をする外国人の受入に関する規定を厳格することを要請する。

1. ハノイ市に入国する外国人は、政府、COVID-19 国家指導委員会及びハノイ市の人民委員会の規定に従って入国・医療隔離の規定を実施する。入国者は、“COVID-19 予防対策集中隔離施設での医療隔離の案内”に関する 2020 年 3 月 12 日付保健省決定 No.878/QD-BYT 及び“隔離対象者が自己負担するホテルでの COVID-19 予防対策による集中医療隔離の暫定的な案内”に関する 2020 年 3 月 20 日付保健省決定 No.1246/QD-BYT に基づいて、人民委員会が設立を決定した集中隔離施設において医療隔離を実施する。特別な場合に、COVID-19 国家指導委員会及びハノイ市 COVID-19 指導委員会の意見がなければならない。

2. 保健局、労働傷病兵社会問題局

与えられている役割、任務に基づいて、規定に従って組織・個人からの入国申請の受理・解決のプロセスを作成・実施する。組織・個人が承知して実施するために、通知する。

3. ハノイ市司令部、集中隔離施設のある各区・郡・村の人民委員会は、集中隔離施設に対して、規定に従った隔離プロセスの実施を指導する；集中隔離期間が終了する 2 日前、隔離終了者の引き渡し、自宅での継続的な隔離・健康観察での協力のために、外務局・労働傷病兵社会問題局・各区郡村の人民委員会及び関係機関へ文書による通知を出す。入国する外国人が隔離施設で SARS-CoV-2 にかかったことを発見した場合、タイムリーに予防対策を実

施するために、直ちに人民委員会、保健局、ハノイ CDC 及び入国ゲートにある機関に通知する。

4. 公安局

各区・郡・村の公安に対して、区・郡・村の医療センター、集中隔離施設、関係機関と協力して、入国者の空港・国際ゲート～隔離施設及び隔離施設～居住地の送迎を厳格に観察して病疫予防の安全・セキュリティを確保することを指導する。

5. 観光局

保健局と協力して、集中隔離施設として活用できる条件を十分に有するホテル、宿泊施設を調査して、市の集中隔離施設を設立するために人民委員会に提案する。ホテル・宿泊施設と協力して、規定及び COVID-19 予防対策を正しく実施する。

6. ノイバイ国際空港における各機関、出入国検査・検察部隊は、本通達に規定される条件を満たす外国人である対象者のみを入国させる。

7. ハノイ市にある各機関・組織・学校は、入国する外国人がいる場合：

- ガイダンス・解決を受けるために、入国申請書に必要な書類を添付して管轄機関に提出する。
- 市の区・郡・村の人民委員会に入国ケースを報告し、外国人及び同行する家族の入国後及び医療隔離・医療観察の終了後の運送・隔離の計画を厳守し、居住先での COVID-19 予防対策を厳守する。

8. 本通達は、外国専門家の受入・COVID-19 予防対策の医療隔離に関する 2020 年 6 月 4 日付ハノイ市人民委員会通達 No.2205/UBND-KGVX 及び外国人の入国申請の受理・COVID-19 予防対策での隔離に関する役割分担の調整に関する 2021 年 5 月 29 日付ハノイ市通達 No.1648/UBND-KGVX の代替となる。当ガイドラインは、政府、COVID-19 国家指導委員会の出入国政策、病疫予防対策に関する規定に応じて、調整・アップデートされることとする。

9. 各局、各業、各区・郡・村の人民委員会：

- 地元の関係する各組織・機関に周知・宣伝する。
- 定期的に各四半期に、入国する外国人及びその家族がいる各機関・各組織からの申請書の受理・解決の業務実施状況及び入国・隔離・検査・観察の状況の報告書にして、ハノイ市の COVID-19 指導委員会に提出し、（ハノイ市の指導委員会の常務機関である保健局による）とりまとめ・報告のために、実施段階における困難・課題を迅速に報告・解決提案を行う。

ハノイ市人民委員会は、各局、各業、各区・郡・村の人民委員会に対して、本通達の厳格な実施を要請する。

人民委員会の代表
人民委員長の代理
ズン副人民委員長

ガイドライン

ハノイ市に入国し、ハノイ市で COVID-19 予防対策の医療隔離をする外国人
がいる各機関・組織の書類の受理・解決
(2021年7月21日付ハノイ市人民委員会通達 No.2318/UBND-KGVX と一
緒に公布される)

I. 目的、要請

- ハノイ市に入国する各機関・組織の外国人が、政府首相、COVID-19 国家指導委員会の指導による対象者、需要、目的に当該することを確保する。
- 規定に基づく書類受理；経済・社会の発展目標の確保及び規定に従ったそのための任務を実施するための迅速かつ緊密な協力連携
- 入国する外国人、外国専門家及び同行する家族の隔離中・隔離後及び滞在日程の検査・観察を実施して、COVID-19 予防対策の業務を確保する。

II. 語句の解釈

当ガイドラインにあるいくつかの語句は、以下のように解決する：

1. “外国専門家”は、投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理職を含む（2021年7月5日付国家指導委員公文 No.5322/CV-BCD の規定による）または、専門家、管理者、投資家、技術労働者である（2020年12月30日付政府政令 No.152/2020/ND-CP に規定されている外国労働者の呼称による）。
2. “家族”は父、母、妻、夫、子供を含む。

III. 適用対象

ハノイ市に所在し、入国する外国人がいる組織・機関は、以下のグループに分類される。

- 1 グループ 1：ハノイ市に所在し、就労を目的に入国する外国専門家（II.1での解釈）とその親族を有する組織・機関。
- 2 グループ 2：ハノイ市に所在し、学習を目的に入国する外国人の生徒、学生、外国人を有する組織・機関・学校（教育機能のある機関）；人道、緊急性の入国申請、ハノイ市にある医療施設での治療。
- 3 グループ 3：外交、公務を目的に入国する外国人とその親族を有する組織・機関
- 4 グループ 4：外国の外交代表機関、領事事務所、国際機関駐在事務所等の組織・機関から招聘・保証された外国人；中央省庁や同等の機関に在籍する外国人（駐ベトナム外国人記者、省庁レベルの協力プログラムに参加し、ベトナムで研修を受ける生徒、学生を含む）。
- 5 グループ 5：ハノイ市外であるものの、COVID-19 対策国家指導委員会、首相府、外務省、省級人民委員会に入国リストを許可された者を有する組織・機関。

IV. 入国申請書類の受理

1. グループ 1 に属する外国人の入国者がいる各機関・組織：ハノイ市労働傷病兵社会問題局に申請書を提出する。

2. グループ2に属する外国人の入国者がいる各機関・組織・学校：ハノイ市保健局に申請書を提出する。
3. グループ3に属する入国者がいる各機関・組織
 - 外務省に申請書類を提出する
 - 外務省から文書で入国者を承認する意見があった後、外国人の入国者がいる機関・組織は、外務省の承認文書に関連書類を添付して保健局に送付して、医療隔離の案内を受ける。
4. グループ4に属する入国者がいる各機関・組織
 - 外国人、外国専門家及びその家族をハノイ市へ招聘・保証する機関・組織は、保険局によるチェック、人民委員会による検討・医療隔離の承認を受けるために、保健局に書類を提出する。
 - 人民委員会の意見があった後、招聘機関・組織は、外務省に書類を提出する。
5. グループ5に属する入国者がいる各機関・組織は、管轄機関によって入国者リストが承認された書類に関連書類を添付して保険局に提出して、医療隔離の案内を受ける。

V. 実施の組織

1. 労働傷病社会問題局

- グループ1に属する外国人の入国者がいる各組織・企業の申請書類を受理する。
- チェック、レビューで条件を十分に満たす書類を確認して、規定に従った対象であることを確保して（労働局の文書と一緒に）ハノイ市 COVID-19 予防対策指導委員会（常務機関である保健局を通じて）へ検討及び入国の承認のために、提出する。処理期間は、各組織・機関から十分な書類が提出された時点から5日間（営業日）とする。

2. 保健局

- 労働傷病社会問題局；グループ2、グループ3、グループ4、グループ5に属する入国者がいる各機関・組織からの書類を受理する。処理期間は、各組織・機関から十分な書類が提出された時点から5日間（営業日）とする。
- 保健局長（ハノイ市 COVID-19 指導委員会の副委員長）がグループ1に属する入国者がいる各機関・組織及びグループ2に属する入国者（労働傷病社会問題局が提案する）がいる各機関・組織の入国者リストを承認する。
- 外国専門家及び同行する家族を招聘・保証する外国の外交代表機関、領事事務所、国際機関駐在事務所；各機関、省庁、中央機関の書類をレビューして、医療隔離計画の検討・承認のために、人民委員会に報告する。
- COVID-19 予防対策国家指導委員会、首相府によって承認された入国者に対する医療隔離を案内する。COVID-19 予防対策国家指導委員会から

承認権限を委任された特別な場合、外務省、ハノイ市 COVID-19 指導委員会は COVID-19 国家指導委員会、保健省及び人民委員会の規定に従って、承認を行う。

- ハノイ市における医療機関に対して、陸上、鉄道、河川上のゲートを有する市省の人民委員会によって 道的な理由で入国を承認される外国人の救急・治療・隔離を受入れることを指導する。
- 入国する外国人がいる組織・機関が承知して実施するために、医療隔離を実施する入国者リストの承認結果（グループ 1）を労働傷病兵社会問題局に返却する。

3. ハノイ市に所在し、入国する外国人がいる各機関・組織・学校：

入国申請書に関連書類を添付して管轄機関に提出する（本通達の IV）。提出書類は、少なくとも以下を含む：

- 隔離提案書
- 経営許可証、設立許可証の公証付コピー版
- 外国専門家及び同行する家族、入国目的、入国日及び宿泊先（その中に、入国の必要性を明記するとともに、入国対象者を証明する文書を添付する）。
- 送迎・移動計画；人民委員会に承認された隔離施設での隔離計画；入国者の受入を同意する隔離施設の確認書
- 外国専門家及び同行する家族、外国人の地元での滞在日程、勤務計画、宿泊先
- 連絡先（住所、電話番号、メール）；医療隔離期間終了後の宿泊先
- 以下を約束する：
 - 入国者は、ベトナムに入国する 3 日前以内に **Realtime-PCR** で **SARS-CoV-2** 検査を受けなければならない。（**SARS-CoV-2** 検査は、政府が承認した実験室又は **WHO** の実験システムに所属する所で行わなければならない）。
 - 外国人入国者が **COVID-19** にかかった場合、治療費を全部負担することを約束する（海外保険がない場合）。
 - 提出内容に対する法律上の責任を負う。**COVID-19** 予防対策国家指導委員会、保健省及びハノイ市人民委員会のガイダンスに従って、**COVID-19** 予防対策に関する規定を厳守する。
- ハノイ市に所在し、外国人の入国者がいる各機関・組織は、管轄機関によって入国及び医療隔離を承認された後、主導的に：
 - 入国手続きの案内を受けるために、公安省出入国管理国に連絡する。
 - 規定に従って、隔離を実施するために、入国先の人民委員会（他の省に入国する場合）、保健局、各区・郡・村の人民委員会、隔離施設に連絡する。

申請書のフォーマット

機関/組織/会社の名称

ベトナム社会主義共和国
独立-自由-幸福

No:.....

ハノイ市に入国する外国人への支援について

宛先：ハノイ市労働・傷病兵・社会問題局
ハノイ市保健局

機関/組織/会社の情報：機関/組織/会社の名称；機関/組織/会社の類型；職員数、その内の外国人数；所在地、電話（社長のオフィス・携帯番号）、ファックス番号、メール、ウェブサイト；経営・活動許可書；経営・活動分野；必要な場合に連絡する機関/組織/会社の申請者（電話番号・メールアドレス）。

就労・学習する目的で入国する外国人を招聘する機関/組織/会社は、COVID-19 予防対策の安全確報を約束する。

- 入国者は、ベトナムに入国する3日前～7日前（当館注：「3日前以内」の誤りである旨、ハノイ市労働局に確認済み）に Realtime-PCR で SARS-CoV-2 検査を受けなければならない。SARS-CoV-2 検査は、政府が承認した実験室又は WHO の実験システムに所属する所で行わなければならない。
- 入国者が国際医療保険証を有する。または、COVID-19 にかかった場合、招聘機関が治療費を全部負担することを約束する。
- 機関/組織/会社は、外国人に対する隔離実施に関わる医療費全額及びその他の関連費用を負担する。

機関/組織/会社は、投資家/技術専門家/高技能労働者（技術労働者）/企業管理職（用紙1）、外交官、投資家、専門家の家族（両親、配偶者、子供）（用紙2）である.....人の外国人（公文...に規定されるフォーマットによるリストの添付）が就労・学習のために、生徒・学生がハノイ市で勉学するために、入国できるよう、要請する。

- 企業が提案する隔離計画（隔離を許可される集中隔離、ホテルの名称）、隔離施設までの移動計画

（1）におかれて、検討・審査の上、入国が承認されるよう、ハノイ市 COVID-19 指導委員会に提出していただきたい。

機関/組織/会社は、上記の内容が事実であること約束する。間違いがある場合、機関/組織/会社は、法律上の責任を負う。

ありがとうございました。

機関/組織/会社の代表（2）

（代表者のサイン、氏名・肩書きの明記、判子）

送り先：
宛先と同じ
保管

留意（1）：ハノイ市労働傷病兵社会問題局/保健局/外務局

（2）：機関/組織/会社の代表は、機関・組織の長/長の補佐であり；会社の代表取締役/社長；副代表取締役/副社長；会社の代表として委任される場合、民事法の規定に従った委任状が必要とされる。

入国申請書類のリスト

(2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX の添付)

I. ハノイ市へ就労する目的で入国する外国人労働者の場合

1. 既に労働許可証又は労働許可証対象外証明書を有している外国人

- 申請書 (2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX に添付されるフォーマット)
- 隔離計画、隔離施設までの運送計画
- 機関/組織/会社の約束書
- 入国を予定する外国人労働者のリスト (2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX の用紙1)
- 経営・活動の許可証の公証付コピー
- 旅券の公証付コピー版
- ベトナムの管轄機関に発給された有効な労働許可証 のコピー ; 他の市・省によって発給された労働許可証の場合、その許可証の公証付コピーの提出。

2. 労働許可証対象外の入国者の場合

- 申請書 (2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX に添付されるフォーマット)
- 隔離計画、隔離施設までの運送計画
- 機関/組織/会社の約束書
- 入国を予定する外国人労働者のリスト (2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX と一緒に公布される用紙1)
- 経営・活動の許可証の公証付コピー
- 旅券の公証付コピー版
- 外国人が機関・企業に就労するために入国する投資家、専門家、高技能労働者 (技術労働者)、管理者であることを証明する文書。規定に従って 労働者が労働許可証の発給対象ではないことを証明する文書を添付する (これらの書類は、規定に従って領事認証、越語訳及び公証が必要とされる)。

II. 投資家、専門家、管理職、技術労働者の家族（両親、配偶者、子供）の場合

- 申請書（2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX に添付されるフォーマット）
- 隔離計画、隔離施設までの運送計画
- 機関/組織/会社の約束書
- 入国を予定する投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理職の家族（両親、配偶者、子供）のリスト（2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX の用紙2）
- 旅券の公証付コピー版
- 投資家、技術専門家、高技能労働者、企業管理職の家族（両親、配偶者、子供）であることを証明する文書。これらの証明書は、規定に従って領事認証、越語訳、公証がなければならない。ベトナム社会主義共和国と関係する外国も加盟している国際条約によって、領事認証が免除される場合、相互主義の原則又は法律の規定によって 領事認証が免除される場合を除く）

III. ハノイ市で学習する生徒・学生の場合

- 申請書（2021年5月日付ハノイ市人民委員会公文...../UB-KGVX に添付されるフォーマット）
- 隔離計画、隔離施設までの運送計画
- 研究機関/学校/教育機能のある機関の約束書
- 決定
- 旅券の公証付コピー版
- 宿泊ホテルの予約確認書